

住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求(申出)誓約書

年 月 日

越前市長 殿

閲覧にあたっては、下記の事項を遵守することを誓約します。

<申出者>

氏 名

印

(事業所等の名称及び代表者役職名及び代表者名)

(自署又は押印)

住 所

(事業所の場合は所在地)

<閲覧者>(窓口に来られる方が代理人の場合)

氏 名

住 所

誓 約 事 項

- ①住民基本台帳の一部の写しの閲覧等により知り得た事項の取扱いについては、基本的人権を擁護し、個人情報保護法及び越前市個人情報保護条例に基づき個人のプライバシー保護等に十分配慮するとともに、情報が流出することのないよう責任を持って適正に管理し、申請書に記載した所期の閲覧の目的以外に使用しないことを誓約します。
- ②閲覧等により取得した情報を基に名簿を作成し、不特定多数の者に頒布、販売、貸し出しするような行為は一切いたしません。
- ③閲覧等により、取得した情報について問題等が生じたときは、閲覧等申請者の責任において対処いたします。
- ④閲覧に際しては、越前市の指示に従います。
- ⑤調査終了後は、速やかに適切な手段でもって処理いたします。
- ⑥閲覧資料管理方法
書取り資料：施錠された保管庫にて保管し、持出しを禁じます。
データ及びデータ格納場所：施錠管理、持出し、転送等を禁止します。

*留意していただくこと

- ①偽りその他不正な手段により閲覧(申出者が閲覧者に偽りその他不正の手段により閲覧をさせた場合を含む。)、目的外利用・第三者提供の禁止に対する違反があった場合、法第51条の規定により30万円以下の過料に処せられます。また、市町村長より法の規定による命令に違反した者は、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。
- ②ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者で支援措置を講じているものを含まない請求であるとみなします。

閲覧申出者控え :この誓約書の 写しをお渡ししてください。